# 《 多治見 F C ESFUERSO 》規約

## 第一章 総則

- 第一条 本会は「多治見FC ESFUERSO (エスフェルソ)」と称する。
- 第二条 本会はサッカーを通じて「自主性・社会性」を実践できる健全な青少年を育てることを目的とし、地域の 子供達に「サッカーの楽しさ」を広めることで地域におけるサッカーの普及に努める。
- 第三条 本会は第二条の目的に替同する青少年・保護者・指導者をもって組織する。
- 第四条 本会は第二条の目的の為に次の事業をおこなう。
  - 1. 日本・岐阜県・東濃地区・多治見市サッカー協会への参加
  - 2. 総会、役員会、指導者会、育成会(保護者会)
  - 3. その他本会の目的達成に必要な事項
- 第五条 本会は各カテゴリーごとにチームを組織する。
  - 1. U-15 (中学生)
  - 2. U-12・U-10・U-8 (小学生・園児)

#### 第二章 役 員

第六条 本会には次の通り役員をおき、各カテゴリーごとに次の業務分担とする。尚、各役員は状況に応じ兼 務可能とする。

#### ■指導者会

- ・代表 1名 本会を代表し、会務を統括する
- ・監督 各1名 各カテゴリーごとのチームを代表し、会務を統括する
- ・コーチ 各数名 監督を補佐し、監督が事故あるときは、その職務を代行する。

#### ■育成会

- ・会 長 各1名 カテゴリーごとの各チームの育成会を代表し、育成会を統括する。その中から代表となる会長を選出し、代表会長は会務を統括する。会長は本会の会計監査もおこなう。
- ・副会長(学年代表) 各2名 会長を補佐し、会長が不在のときはこれを代行する
- ・会 計 若干名 会計事務を補佐する。その中でチーム会計資料を作成する。 育成会役員は各チーム事情に合わせた最適な役員を配置する。
- 第七条 役員の選出は次の通りとする。
  - 1. 指導者は総会で推薦する。
  - 2. 育成会各役員は、育成会の推薦によって選出し総会の承認を得る。
- 第八条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

#### 第三章 会 議

第九条 総会は毎年3月の第二金曜日を目処に開催し、次の事項を決定する。議決は出席者過半数の同意を必要とする。

- ①役員の承認 ②決算及び予算 ③事業報告及び計画 ④規約の改廃 ⑤その他重要事項
- 第十条 総会は会員の2分の1以上の出席によって成立する。出席できない会員は他の会員に委任する事ができる。
- 第十一条 役員会は随時必要に応じて開催し、行事の実施、会費の微収、慶弔事項、その他会運営に必要な事を 決議する。

# 第四章 会 計

- 第十二条 本会の運営費は次の収入をもってあてる。
  - 1. 登録料(サッカー協会への登録費用)

小学4年生以上

3,000円/年

小学3年生以下

2,000円/年

2. 会費 (スポーツ障害保険加入料含む)

中学生

5,000円/月

(3年生9月から翌3月

1,000円/月)

小学生 6・5年生

3,000円/月

小学生 4年生以下

2,000円/月

園児

無料

第十三条 本会会計の監査は指導者会代表と各育成会長がおこない、その結果を総会に報告し承認を得る。

第十四条 本会の会計年度は毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

#### 第五章 入会及び休部・脱会

- 第十五条 入会は本会に賛同し、所定の手続きを完了した時点で入会とする。会員はサッカー用具としボール、 すね当て、スパイク、必要に応じチームストッキング等、また練習用ユニホーム、チームジャージを 準備する。
- 第十六条 休部申請は、休部希望月の前月に各監督に連絡する。原則として、休部申請した選手は、その月には 練習・試合などに参加不可と各監督は認識する。長期の怪我など休部が複数月に及ぶ場合も、その都 度、前月までに各監督に連絡する

休部期間中の会費(月謝)は各カテゴリー会費の4分の1とする。

休部から復帰する際は、復帰月の前月までに各監督に連絡する。 (休部申請月における途中復帰は、これを認める。会費等、不公平なく臨機に対応する)

第十七条 脱会する場合は、脱会希望期日の1ヶ月前に各監督に届け出るものとする。

# 第六章 事故の補償

- 第十八条 本会の活動中及び遠征試合等輸送中における事故および怪我については、指導者、役員ならびに輸送時の運転者にその責任を負わせない。事故、怪我の補償に関しては会員(選手)が加入しているスポーツ障害保険から一定の条件を満たした場合に支給される額とし、本会においてはその他の補償はおこなわない。
- ★22 年度新規約:第六章 事故の補償 第十八条追記★
- ■園児のスポーツ保健代金はチーム負担とする。

## 第七章 運用および運営

第十九条 この規約の運用、運営等必要なことは別途細則及び規定で定めることができる。

#### 付 則

2001年4月 1日 制定2002年8月 7日 施行 平成14年度臨時総会において一部改正2003年3月14日 施行 平成14年度通常総会において一部改正2004年3月12日 施行 平成15年度通常総会において一部改正2005年3月20日 施行 平成16年度通常総会において一部改正2006年3月10日 施行 平成17年度通常総会において一部改正2007年3月 9日 施行 平成18年度通常総会において一部改正2009年3月20日 施行 平成20年度通常総会において一部改正2010年3月21日 施行 平成21年度通常総会において一部改正204度毎新規約 園児スポーツ保健代金チーム負担)

# 《 多治見 F C ESFUERSO 》細則

# 第八章 運営に関して

- 第二十条 練習、試合及び遠征時等、別途必要な費用は各育成会が本会計とは別に徴収する。本費用は各育成会 にて管理、収支報告をおこなう。
- ★ 22 年度新規約 第一章 運営に関して ★
- ■遠征費のチーム補助について■
  - ◎原則として大会参加費、スタッフ宿泊費、スタッフ懇親会費などチーム費に関する費用を本会計から支出する。

# 付 則

2002年7月1日 制定 2010年3月21日制定(遠征費のチーム補助について)

# 《 多治見 F C ESFUERSO 》 慶弔規定

#### 第一条 結婚祝い金

会員のうち、指導者が結婚した場合は、次の通り結婚祝金を支給する 祝い金 5,000円

#### 第二条 出産祝い金

会員のうち、指導者またはその配偶者が出産した場合は、次の通り出産祝金を支給する 祝い金 3,000円

#### 第三条 死亡弔慰金

会員のうち、選手・保護者・指導者が死亡した場合は、次の通り弔慰金を支給する 香典 10,000円 供花

#### 第四条 傷病見舞い金

会員のうち、選手・指導者が10日以上入院する場合は、次の通り見舞金を支給する 見舞い金 5,000円

#### 付 則

2002年7月1日 制定